主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件申立理由の要旨は、申立人にかかる被告事件の公訴事実は無根であり、最高裁判所が、虚構の証拠によつてなされた下級裁判所の有罪判決を維持して、上告棄却の裁判をなしたことについて、疑義があるというに帰する。しかし、刑訴五〇一条にいわゆる「裁判の解釈について疑があるとき」とは、判決主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈につき疑義がある場合のことであつて、右申立理由のごときは、これに当らないこと明らかである。(昭和二五年(す)二〇一号、同年一二月二二日第二小法廷決定、刑集四巻一三号二八八〇頁参照)。故に本件申立は不適法で棄却すべきものである。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月二七日

最高裁判所第一小法廷

郎	三	松	岩	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官